

調達管理番号・案件名
26a00060.タイ国第2次バンコク都市鉄道マスタープランに基づく整備、政策

質問と回答は以下のとおりです。

2026年8月17日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	1	1. 競争に付する事項(4)契約履行期間	要請書にはDRTが2029年9月までと記載されていますが、JICAの説明書は2028年9月までの契約履行期間となっております。この1年間の差は、DRTとの協議の上で合意したのでしょうか。	協力期間を2028年9月までとすることでDRT合意済です。
2	9	第3条 2.本業務に係る実施方針及び留意事項(4)長期専門家との協働	タイ国鉄及びSRTアセット社に派遣されている長期専門家との協働について、同専門家は本件事業開始直後の2026年10月に帰任される様子。レッドライン沿線のTOD計画について、同専門家の後任と継続して協働していくことが想定されているのか？あるいは、2026年10月中に協議しこれまでの検討内容を本業務として引き継ぐ想定か。	同専門家の任期終了後は、時期は未定であるものの、後任の専門家の派遣を予定しています。本業務においては、今後タイ国鉄およびSRTアセット社に派遣される後任の専門家と協働する想定でプロポーザルを作成願います。
3	9	第3条 2.本業務に係る実施方針及び留意事項(5) Technical Advisory Committee(TAC)の開催	TACの議題はDRTが選定するのか。この場合、選定される議題が、追加的な業務を必要とする場合、どのような対応を想定されているか。	これまでTACの議題については、JICAから提案を行い、DRTの承認を得た上で設定してきました。議題によって追加的な業務が必要となった場合には、契約変更も含めて相談させていただきます。
4	9	第3条 2.本業務に係る実施方針及び留意事項(5) Technical Advisory Committee(TAC)の開催	「本TACには国内有識者の出席。。。」について、3名の先生との日程調整はJICAが対応するとの理解でよろしいでしょうか。また、TACを開催前に3先生との事前説明が想定されているのでしょうか。	国内有識者との日程調整は、JICAにて実施する予定です。また、TAC開催前には、有識者に対しての事前説明をJICA、長期専門家及びコンサルタントが共同で実施することを想定しています。

5	9	第3条 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (5)Technical Advisory Committee(TAC)の開催	TACの開催にかかる経費(通訳の配置、オンライン機材、同時通訳の配置に係る機材費)は、JICAが負担するという理解でよいのか？	会場費等は本契約を通じた支出になります。なお、過去3回のTACは英語で実施しており、通訳及び同時通訳配置は想定していませんので、同経費の計上は不要です。
6	10	【2】特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 活動3-2:タマサート大学駅及びサラヤ駅を対象とした TOD 事業(パイロットプロジェクト)内容の検討を支援する。	「タマサート大学駅及びサラヤ駅を対象に、土地利用計画策定、交通結節点機能強化、歩行者空間整備及び民間開発導入等を含むTOD 事業(パイロットプロジェクト)内容の検討を支援する。」とあり、その次に「活動 3-3:パイロットプロジェクトの結果を踏まえ」とあります。パイロットプロジェクトの検討に含まれる範囲には事業スキームや資金計画など技術面以外も含まれるのでしょうか。また、業務期間中にプロジェクトが実施段階に至らない場合などは、その「結果」をどのように踏まえれば良いかをご教示頂けますでしょうか。	パイロットプロジェクトの検討に当たっては、事業スキームや資金計画を含むフィージビリティ・スタディの実施を想定しています。また、業務期間中にプロジェクトが実施段階に至らない場合であっても、事業化に向けた課題整理、関係機関の役割分担や今後のスケジュールの明確化等に対応頂くことを想定しています。
7	10	第4条 2. 本業務に係る事項 (1)①成果1に関わる活動	活動1-4:「予算の確保等」とあるが、これはDRTが鉄道政策を検討し、計画を策定するための予算か？あるいは、鉄道整備、鉄道の事業補填等の財源確保の議論が想定されているか？後者の場合、鉄道局では議論ができず、財務省との議論が必要になるが、今回の業務では財務省は関係機関としては想定されておらず、議論が難しいと考える。政府としての財源確保については、運賃設定に関する課題や、日本の経験を踏まえた提案までとし、タイ側の予算の確保の議論まではしない、という理解でよいのか。	ご理解の通りで間違いありません。
8	10	第4条 2. 本業務に係る事項 (1)②成果2に関わる活動	活動2-1～2-5は、全て、現地側の分析や需要予測作業を「支援する」ことが想定されているが、現地側ではどういった体制が想定されているのか？ 分析・需要予測については、本件業務では、M-MAP2を策定したコンサルタントはDRTは雇用していないと理解しているが、その場合、JICA専門家チームが現地の作業を行える体制を確保することが想定されているのか？	ご理解の通り、分析・需要予測についてDRTはコンサルタントを雇用しておらず、JICA専門家チームが現地で作業を行える体制を整えることを想定しています。
9	10	第4条 2. 本業務に係る事項 (1)③成果3に関わる活動	活動3-2:TOD事業(パイロットプロジェクト)とあるが、本業務の中でタイ側が交通結節点や歩行者空間改善のための事業を実施することが想定されているのか？あるいは、パイロットプロジェクトとは、TOD事業計画を策定することそのものを指すのか？ そうではない場合、活動3-3:パイロットプロジェクトの結果を踏まえて、とあるが、これは何の「結果」を想定されているのか？	ご理解の通り、本業務におけるパイロットプロジェクトとは、個別事業の実施そのものではなく、TOD事業計画の策定を指しています。

10	11	第4条 2. 本業務に係る事項 (1)③成果3に関わる活動	活動3-4:「重点的に開発すべき駅」は、1駅追加的に選定する、という理解でよいのか？駅毎に検討するTOD事業内容は、選定された駅のみを対象とする、という理解でよいのか？	重点的に開発を進める駅として、タマサート大学駅、サラヤ駅、チェンラック駅を想定してます。この3駅のみを対象とする前提でプロポーザルを提案願います。
11	14	第5条 2. 技術協力作成資料	本業務は、タイ側が策定する(1)～(6)の作成を支援することが求められている。これらの技術協力作成資料は、タイ側が策定するものが基本となる、という理解でよいのか？	ご理解の通り、タイ側が策定するものが基本となり、本業務はタイ側の策定に対して助言等を行っていただく想定です。
12	18	【2】特記仕様書(案)2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (3)C/P のオーナーシップの確保	鉄道路線計画の変更が発生した場合に、鉄道需要予測の見直しが発生する可能性があります。「タイ側が自立的かつ主体的に継続的な見直しを実施」とありますが、需要予測の見直し作業が発生した場合でも、タイ側が自立的かつ主体的に活動できる(現地コンサルタントを配置するなど予算配置を含め)との想定で問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。

以上